

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2020年4月27日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都中央区銀座六丁目8番7号
不動産投資信託証券発行者名	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 (コード: 3471)
代表者の役職・氏名	執行役員
(署名)	磯辺 真幸

本投資法人の執行役員である磯辺真幸は、本投資法人の2019年8月1日から2020年1月31日までの第7期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法の定めにより、資産の運用に係る業務等を三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務、機関の運営に関する一般事務及び投資主名簿管理等に係る一般事務を三井住友信託銀行株式会社に、計算・会計に係る一般事務を令和アカウンティング・ホールディングス株式会社に、納税に係る一般事務を税理士法人令和会計社（以下、「一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。また、本投資法人の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人です。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、所管である本資産運用会社の財務本部コーポレートチームが有価証券報告書の作成に必要なすべての情報を加味した上で原案を作成しております。また、記載内容については、同チームの判断により必要に応じて、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人の監査を受けております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- （1）一般事務受託者が作成した会計帳簿及び本資産運用会社が保有する本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、当該有価証券報告書が作成されていることを確認していること。
- （2）本投資法人の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人より、会計に関する記載内容について金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明を受領していること。

- (3) 運用資産の状況等、本投資法人に関する重要な事項については、本投資法人の役員会において報告を受ける等、内部管理体制の状況及びその有効性について確認していること。
- (4) 本資産運用会社においては、ディスクロージャーに関する規程を制定する等、投資家保護の観点から適時・適切に情報開示するための社内体制が整備され、このような体制に基づき、適切かつ正確な情報開示が実施されていることを確認していること。

以 上